

どうし 議会だより

NO. 56

- 決算認定・2
- 定例会・4
- 臨時会・5
- 一般質問・6
- 資格審査特別委員会報告・8
- 議会活動報告・11
- あの一般質問は今・14
- 活躍する団体紹介(道志茶屋)・15
- がんばる人紹介(道志中学校 杉本賢二さん)・16

道志村 頼朝伝説

文治3(1183)年、鎌倉幕府將軍頼朝公が富士に巻き狩りの途中道志村に立ち寄り武道の鍛錬を行う。これが道志村頼朝伝説の始まりです。

的様

道志村頼朝伝説のなかに室久保川の的様を標的に武道訓練を行ったと伝えられている。五穀豊穰と雨乞いの神様として石祠を立て、この地の鎮守を祀り毎年4月8日を祭日と定め里人集い祭礼が行われている。

令和3年度決算認定

総額
33億9,710万円

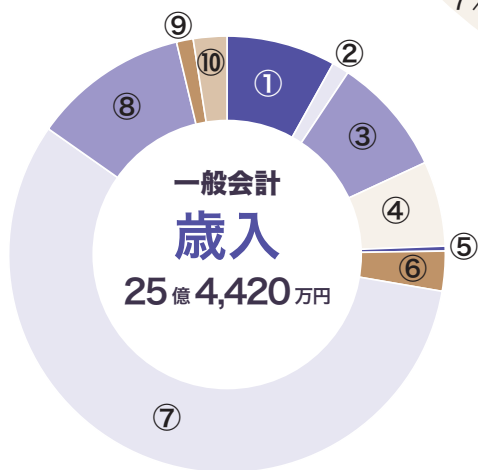
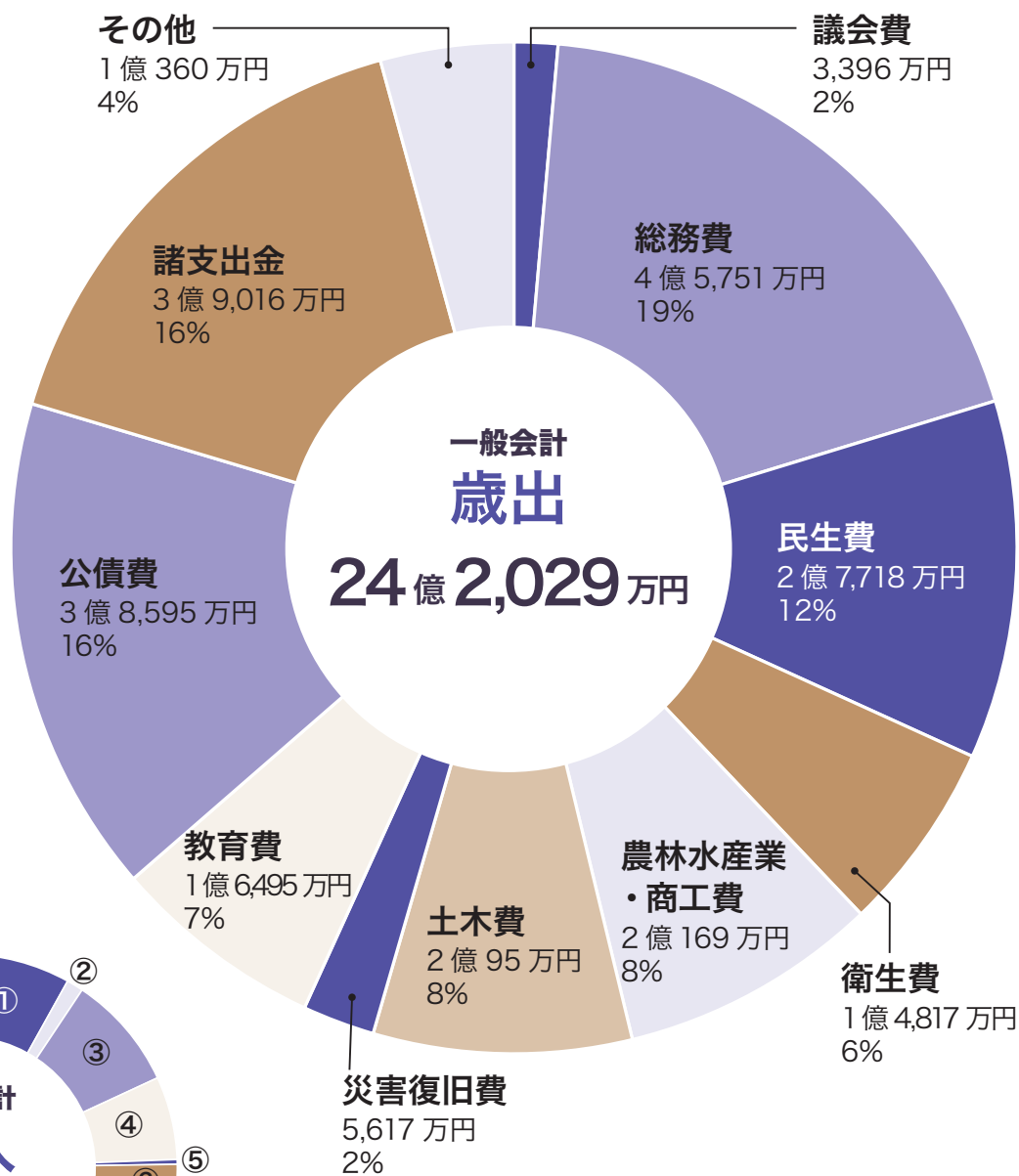
令和3年度 一般会計決算 (単位：千円以下切捨て)

歳入 (入ってくるお金)	25億4,420万円
歳出 (どう使われたか)	24億2,029万円
歳入歳出差引 (残ったお金)	1億2,391万円

一般会計 おもな目的別歳出	令和3年度	令和2年度
議会費	3,396万円	3,714万円
総務費	4億5,751万円	6億5,931万円
民生費	2億7,718万円	2億8,612万円
衛生費	1億4,817万円	1億4,133万円
農林水産業・商工費	2億169万円	2億2,179万円
土木費	2億95万円	1億8,220万円
災害復旧費	5,617万円	1億630万円
教育費	1億6,495万円	1億9,569万円
公債費	3億8,595万円	4億70万円
諸支出金	3億9,016万円	1億2,359万円

令和3年度 特別会計決算 (単位：千円以下切捨て)

会計名	歳入総額	歳出総額
国民健康保険	2億7,131万円	2億6,426万円
国民健康保険診療所	1億1,497万円	1億1,497万円
簡易水道事業	9,296万円	9,276万円
介護保険	2億1,378万円	1億9,915万円
介護サービス事業	68万円	68万円
浄化槽事業	1億1,313万円	1億1,303万円
後期高齢者医療	4,604万円	4,604万円
合計	8億5,290万円	8億3,091万円



①村税	1億9,107万円
②使用料等	2,989万円
③寄付金等	2億681万円
④繰越金	1億4,891万円
⑤諸収入	857万円
⑥譲与税等	6,982万円
⑦地方交付税	13億4,865万円
⑧国県支出金	2億7,260万円
⑨村債	2億918万円
⑩繰入金	5,869万円

監査報告

実質公債費率は9.8%となっており、早期健全化基準の25%を大きく下回っていることから、健全な運営と認める。ただし、前年度から0.4%ポイント上昇し、上昇傾向であるため財政状況に十分留意し、財政的な推移を見守る必要がある。

おもな審議事項

●報告

- ・令和3年度決算に基づく道志村健全化判断比率及び資金不足比率について(他2件)

●条例の改正1件を可決

- ・人と自然が輝く水源の郷づくり道志村応援寄附金条例の一部を改正する条例

●令和4年度道志村一般会計補正予算(第3回)を可決

おもな 財源 (補正分)	地方交付税	4,201万円
	国庫支出金	△2,492万円
	県支出金	519万円
	繰入金	410万円
	繰越金	3,566万円

おもな 使いみち (補正分)	総務費(サテライトオフィス誘致設計管理の見直し他)	△5,695万円
	農林水産業費(林業振興費他)	1,297万円
	土木費(公有財産購入費他)	843万円
	商工費(観光施設等維持管理事業他)	320万円
	諸支出金(公共施設整備等事業基金費他)	
		8,063万円

●同意

- ・道志村教育委員会委員の任命についての同意
(佐藤健太郎さん)

令和3年度決算認定審議と
令和4年度補正予算審議等



- 「会期」9月6日～16日
- 報告(3件)
 - 条例(1件)
 - 補正予算(5件)
 - 令和3年度決算認定(9件)
 - 請願(1件)
 - 発議(1件)
 - 同意(1件)
 - 追加案件(2件)

おもな審議事項

● 令和4年度道志村一般会計補正予算(第4回)を可決

おもな財源(補正分)	国庫支出金	6,600万円
おもな使いみち(補正分)	道志村民生活応援臨時特別給付金事業	4,743万円
	各種証明書等コンビニ交付導入事業他4件	1,857万円

- 道志村民生活応援臨時特別給付金事業を可決
- 各種証明書等コンビニ交付導入事業可決
- 学校給食無償化事業他3件を可決

〔会期〕7月26日
● 令和4年度道志村一般会計補正予算(5件)

臨時会

議案等の
質疑

Q 臨時特別給付金事業の目的は

A 新型コロナウイルス感染症が長期化する中で様々な困難に直面している全村民に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う事を目的に給付する。





池谷 銀重 議員

土地賃貸借契約は議員の 兼業禁止に当たる

村長

土地契約は請負に該当せず

◎ 役場の管理職会議で「村と契約している土地の賃貸借については、請負に該当しないとされた村の方針の確認」をしたと回答があったがその根拠は。

Ⓐ (村長) 議員の資格審査特別委員会が審議されていた土地の契約は、立法趣旨に反するおそれがないものとし、請負に該当しないとしました。

地方自治法第92条の2の規定は、普通地方公共団体の議会の議員が、当該地方公共団体との間において特定の利害関係にたつことを禁止し、議会運営の公正と事務執行の適正を保障しようとすることを目的として設けられたものであるため、請負に該当しないと解釈し、その事を管理職会議でも確認していません。



貸別荘

◎ 週末別荘について

道志不動産での貸別荘は営利目的だと思うが「道志村空き家バンク制度では、登録物件の営利を目的とした利用は対象外」とあるが、週末別荘は営利が目的ではないか。

Ⓐ (村長) 道志不動産が営んでいる貸別荘は、空き家バンク制度から取得した物件ではなく、村でも自らの営みである不動産業と村から委託した移住支援センター業務は、しっかり分けて業務を行うよう指導しております。

◎ 高齢者の公共交通について
75歳以上の方なら誰でも利用できるような事業の実施は。

Ⓐ (村長) 社会福祉協議会では、ボランティアの協力を得て、独居高齢者、高齢者世帯、日中独居高齢者の方などを対象に、医科歯科診療所送迎サービスを週2回実施しております。福祉タクシー利用助成事業も今年度から実施しておりますので、当面の間は、この事業を利用していただきたいと考えております。



佐藤 光栄 議員

3期目選挙公約進捗状況は

村長 国道413号雨量規制解除を実現

◎ 昨年7月の村長選挙公約の進捗状況は。

A (村長) 「安心・安全で豊かな村づくり」の実現のため、公約し、なかでも、交通網の整備による地域の強靱化対策を重点事項として村民の皆様にご訴えまいりました。3期目就任以降も、県と協力しながら公約の実現に取り組み、月夜野・野原トンネルは、本年度の着工を予定し、県道都留・道志線の防災トンネルを含むバイパスは、予備設計を進めており、事業化を目指すところまでできております。

また、国道413号の危険個所の対策工事は、県への要望が実現し、昨年7月20日より、雨量による通行規制が解除されるなど、進んでいます。

その他、「教育」、「医療・福

祉」、「子育て・婚活・移住」、「産業」、「行政」の項目で、着実に公約を実現してまいります。

◎ 6月17日の庁舎建設推進委員会からの意見の反映は。

A (村長) 委員の皆様からのご意見は、庁内検討会において再度内容を精査するよう指示しています。

◎ 村民への庁舎建設進捗状況の周知がされていないがなぜか。

A (村長) 広報どうし令和4年1月号に、敷地造成計画や建物配置計画を掲載、9月号で、間取りや外観イメージを掲載。今後も、必要に応じて広報などで告知します。



完成予想図

◎ 建物の入札について 庁舎建設工事は、令和4年8月10

日に道志村公告第6号で一般競争入札が公告されました。内容は建築主体工事、昇降機設備工事、電気設備工事、機械設備工事ですが、分離発注しない理由は。

A (村長) 分離発注も含めて検討しましたが、比較検討の結果、大きな金額の差が生じたため一括発注としました。

資格審査特別委員会報告

(令和4年8月26日)

令和3年12月8日、佐藤光栄議員、池谷銀重議員、佐藤徹議員、佐藤進議員の4名から「資格決定要求書」が提出。

佐藤喜章議員が、地方自治法第92条の2の兼業の禁止規定に該当しているとして提出されました。

令和4年1月14日第一回臨時会において、資格審査特別委員会（委員8名）を設置し付託され、1月31日から8月26日までに8回の委員会を開催しました。

審議内容

佐藤喜章議員の配偶者が経営する一級建築士事務所佐藤設計企画室の業務に専従者として携わり、道志村との契約業務に対して設計や現場確認

を自ら行っていた。このことが地方自治法第92条の2の規定に該当するかの検討。

地方自治法第92条の2に該当するかどうかの判断にあたっては、佐藤喜章議員からの答弁書、本人への聞き取り、一級建築士事務所登録通知、建築士事務所登録申請書、請負の実態調査、個人経営であ

る配偶者が経営する一級建築士事務所佐藤設計企画室の一従業員である佐藤喜章議員の影響力の検証。

また、5月24日審議中において、役場との土地の賃貸借契約の存在が明白になり、このことも請負の禁止に該当の恐れがあり審議内容に追加しました。相続の賃貸借契約に

地方自治法第92条の2

(議会運営の公正、公平を保障するとともに、事務執行の適正を確保することを趣旨とするものです。)

地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

結果

起立採決を行い、賛成多数により議員資格を有しない事と決定しました。

賛成
4名

佐藤光栄
池谷銀重
佐藤徹
佐藤進

反対
3名

山口章
白井勝光
大田博文

※委員長は採決に参加しない

私は、資格なしに賛成の立場で討論をいたします。

私たち村民生活の最低限のルールは、法を守ることです。また、私たち議会議員は法律、条例、規則等を守りながら地方自治を進めています。その根幹とも言える地方自治法に抵触をしていることを村議会がよしとするようなことがあれば、議会として、また議員としての責任を放棄していることとなります。

佐藤喜章議員は配偶者が個人経営する一級建築士事務所佐藤設計企画室の業務に専従者として携わり、道志村との契約業務に対して



佐藤 徹 議員

設計や現場確認を自ら行っていた事実は、道志村情報公開条例に基づき入手した資料で確認できております。また佐藤設計企画室を

経営する配偶者は建築士の資格は無く、「配偶者の請負が名目のみで支配力や影響力から見ると実質的に当該議員が請け負っている」と異ならない「事実であり、兼業禁止に該当します。

また佐藤喜章議員の資格審査審議中に発覚した道志村との土地賃貸借契約が2件ありました。

議員になる前の令和2年3月30日の契約は公職選挙法第104条の規定による

と「当選の告知を受けた日から5日以内に地方自治法第92条の2に規定する関係を有しなくなった旨の届け

出をしないときは、その当選を失う。」とあり、喜章議員は届け出を出していませんでした。高知県の馬路村では議員失職した事例もあります。

議員任期中の令和3年4月1日の契約は、地方自治法第92条の2の兼業禁止の規定に抵触しています。

先ほど、村長が道志村では兼業禁止に当たらないと言いましたが、道志村で決めれば法律を無視し人を殺しても許される村なのか？

そんなことは許されません。しっかりした判断をお願いします。

議員の皆様、地方自治法が議員の兼業を禁止した趣旨というのは、議員の公正な職務の執行を確保し、議会運営の公正を保障することにあります。

村民から信頼される議会議員としての職責を全うするには、証拠書類、法律、判例等しっかりと調査し良識ある判断を、勇気を持って行ってください。

このあと、採決が行われます。法律に抵触している事をよしとした議員は、ここにいる村長はじめ役員、傍聴の皆様、また村民から「法律を守れない資格なし議員」と判断されるでしょう。

このような事のないよう良識ある判断をお願いします。

以上資格なしに賛成の立場での討論を終わります。

資格なしについての賛成討論



佐藤 進 議員

資格なしについての

賛成討論

される。

1件目の道志村との土地賃貸借契約は、公職選挙法104条に該当し、2件目の道志村との土地賃貸借契約は、地方自治法第92条の2に該当する事から、佐藤喜章議員は議会議員の資格なしと判断します。

資格審査特別委員会が9回開催され、法律や他の市町村での資格審査の判例等を基に審査を行いました。今回の資格審査を行う上でいろいろと調査したところ、佐藤喜章議員は道志村と土地賃貸借契約を2件締結していることが判明しました。

1件目は、令和2年3月31日に土地賃貸借契約をしており、その後、令和2年4月27日に議員の当選告知がありました。公職選挙法104条で当選告知後5日以内に、地方自治法第92条の2又は第142条に規定する関係を有しなくなった

旨の届出を選挙管理委員会にしないときは、その当選を失う。と規定しています。提出する事になっているにもかかわらず、佐藤喜章議員は提出していません。

高知県馬路村では、議員になる前に村との土地の賃貸借契約を締結していた議員が、公職選挙法104条の当選告知後5日以内にこの届を提出してなく、議員資格審査により資格なしとなり失職しています。この判例は、佐藤喜章議員が公職選挙法104条をおこたつたのと同じです。

2件目は、令和3年4月1日に土地賃貸借契約をし

ており、現職議員での契約です。

議員の兼業禁止が地方自治法第92条の2で定められており、普通地方公共団体の議会の議員は当該地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができず。と規定されており、佐藤喜章議員は道志村との土地賃貸借契約を議員の立場で締結しているため、地方自治法第92条の2中の「請負をする者」と解

最後に、議員の皆様、抵触していた場合、我々は知らない立場にあることから、厳しく判断しなければならぬと思います。法律を守れない人は議員の資格はありません。採決の前に今一度、公職選挙法第104条、地方自治法第92条の2について考えていただき、議会議員として、あくまでも議会に対する住民の信頼をきちんと呼ぶために、法律、条例等を守り、責任ある議員活動を行うと共に、道志村議会として恥じない判断をしっかりとしていきたいと思っております。

本会議での 特別委員会報告に 対する採決

(令和4年9月6日)

この採決は地方自治法第127
条第1項の規定によって、出席
議員の3分の2以上の者の賛成
を必要とする。

賛成

4名

佐藤光栄、池谷銀重
佐藤徹、佐藤進

反対

4名

山口章、白井勝光
杉本孝正、大田博文

採決の結果

3分の2以上の賛成が無いため、
佐藤喜章議員は議員資格有りと決定

5/20

関東町村議会議 長会・退任役員 表彰

グラウンドアーク半蔵門で関東町村議
会議長会・退任役員表彰が行われ関東
地区5県より6名の出席があり山梨県
町村議会議長会より選出の出羽和平議
長が退任役員表彰を受けました。長い
間大変ご苦労様でした。



関東町村議会議長会・退任役員表彰

※議長は採決に参加しない

6/24

建設厚生 常任委員会

建設厚生常任委員会を午前10時より議会事務局室において委員会を開催いたしました。新しい議会構成となり、はじめての委員会ですので、今後の活動予定を議題に協議しました。



村内の危険箇所

1 村内危険箇所について

産業振興課に危険箇所、教育委員会に通学路危険箇所の資料の提出を要請する。

2 観光協会について

委員会と観光協会で今後の支援について懇談会を開催する。

3 タブレットを活用した災害時の訓練について

議員タブレットを活用した災害時の訓練を行う。

4 視察研修

以上の議題を協議いたしました、今後も村民の皆様の要望に応えられるよう活動してまいります。

6/30

総務文教 常任委員会

議会事務局室において、委員4名の出席により委員会を開催いたしました。新しい議会構成となり、はじめての委員会ですので、テーマは総務文教

常任委員会の「今後の活動」についてとしました。



通学路の危険箇所

1 通学路の危険箇所の確認と対応の検討

2 教育委員会委員さん、PTA役員さんとの意見交換会、懇談会の実施

3 交通安全対応について、交通安全協会や大月警察署との意見交換

4 教育関係先進地視察

などについて順次実施し、行政に提言を行い、住みやすい村づくりをめざしてまいります。

7/12

広報常任委員会

山梨県自治会館講堂で町村議会広報研修会が行われ、委員4名が参加し、コロナウイルス感染症拡大が懸念される中ですが、しっかりした感染症対策のもと山梨県内の議会広報関係者と共に研修を受けました。

内容は「議会広報の編集・レイアウトについて」でした。いろいろな議会の広報を参考にしながら、



研修風景

- 1 読み手の側に立った広報づくり
- 2 見出し、写真（村民の顔が見えるような身近なもの）を見ればわかる広報づくり
- 3 村民参加の広報づくり

このような編集方針を定め、一目で興味を引くような表紙や紙面づくり、写真、イラストの使い方、若い世代にも積極的に発信する力を持つよう、スマホなどの活用方法などの講演でした。なるほどと思えるような指摘が多くあり、今後の広報活動に役立てていきます。

7/30

東京2020オリンピック・パラリンピック一周年記念
「自転車ロードレース
レガシーサイクリング」

道の駅「どうし」でオリパラ一周年を記念する会が開かれました。一年前と同じコースを走り、村民有志や観光客が迎える中、橋本聖子会長の自転車を始め関係者の自転車も次々と到着し



挨拶する橋本会長

ました。
式のなかで橋本会長が「この大会が村の発展や情報の発信につながるよう育ててほしい又自転車競技の普及の一助となるよう国、県、村で連携してゆきましよう」との挨拶がありました。ゴール地点などでのイベントもあり、休憩後道の駅を後にしました。このオリパラ大会をどのように生かしてゆけるのか議会、村としても考えなければならぬと感じました。

6月定例会以降のおもな活動

6月13日 (月)	広報常任委員会
6月17日 (金)	広報常任委員会
6月20日 (月)	上野原市議会正副 議長就任挨拶
6月22日 (水)	観光協会総会
6月24日 (金)	建設厚生常任委員会
6月28日 (火)	山梨県市町村振興協 会理事会
6月30日 (木)	議員資格決定特別委 員会 総務委員会
7月5日 (火)	道志村こども農山漁 村地域協議会
7月8日 (金)	道志村水源基金運 営委員会
7月11日 (月)	山梨県後記高齢者医 療広域連合議会臨 時会
7月12日 (火)	山梨県町村議会広 報研修会
7月20日 (水)	関東町村議会議長 会
7月26日 (火)	議会運営委員会・臨 時会
7月27日 (水)	山梨県町村議会議 長会
7月30日 (土)	東京2020オリパラ 1周年記念レガシー サイクリング
8月1日 (月)	リニア中央新幹線建 設期成同盟会
8月3日 (水)	山梨県高速道路整 備促進期成同盟会
8月4日 (木)	山梨県町村議会運 営委員長会議
8月19日 (金)	富士東部広域環境 事務組合議会
8月22日 (月)	議員資格決定特別 委員会
8月26日 (金)	議員資格決定特別委 員会・広報常任委員会
8月30日 (火)	議会運営委員会

令和3年6月定例会

Q 人口減少対策での住宅
建設は

A 大渡地区に建設予定です
が、予定地の農地制度、
相続手続きなどの理由に
より遅れています。令和
3年度の早期に建設がで
きるよう進めていきます。

その結果今は



完成済み定住促進住宅

令和4年7月末に1棟目の定住支援住宅が完成、2棟目に着手し入居者募集を始めました。

議会の考え

人口減少の歯止めになるよう、住宅建設を含め、さまざまな試みをしています。そのひとつとして2棟目の建設計画も進行しています。



社会福祉法人 平成福祉会

道志茶屋

管理者 山口 亜希

お年寄りに寄り添い 憩いの場の提供

道志茶屋は平成23年11月に道志村の指定管理事業所となり、村内で唯一の福祉施設として村民の皆様を支えて頂きながら日々の業務に取り組んでいます。最近では新型コロナウイルスが流行し、毎年行っていた納涼祭やクリスマス会が中止となり地域の方との交流ができません。そのため現在は食事イベントやレクリエーションを多く取り入れ、利用者様・スタッフ共に楽しく笑顔で1日を過ごせるようなサービスを提供しております。また、7月よりご利

用者様一人一人に合わせたプログラムで個別での機能訓練を実施し、ご利用者様の健康と日々の生活における自立能力の維持・向上を目指しております。

これからも村内唯一の福祉施設として村内のお年寄りが安心して暮らすことができるような事業所を目指していきたいと思えます。村民の方が気軽に立ち寄りお茶を飲んで頂けるような施設を目指していますので是非、近くに来た際にはお立ち寄り下さい。スタッフ一同お待ちしております。



憩いを提供するスタッフの皆さん



道志中学校の全校生徒は30名で、学校教育目標は、「社会に貢献しながら、自立する生徒の育成」です。先行き不透明な今後の社会を生きる生徒には、自分の良さや可能性を見だし、他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら困難を乗り越え、持続可能な道志村や社会の創り手となることを目指して教育しています。

その実現のために、「居心地良く、やる気のある学級」を重点目標としています。一人一人の生徒の満足度が高く、やる気のある学級や学校教育を通して、より良い地域づくりに貢献しようと考えています。

人や地域との「絆」をテーマにした学園祭では、PTA役員さん

より良い学校教育を通して、
より良い地域を創る

道志中学校 校長 杉本 賢二さん



宇宙遊泳？

からより良い人間関係について、地域の方々には太鼓演奏や救急救命方法等の指導をしていただきました。その結果、多様な方々と協働して「新しい文化を創造」することができました。

今後もより良い教育のために、保護者・地域・関係機関の皆様と学校教育へのご理解とご協力をお願い致します。

編集一後一記

暑い夏も終り秋めいてまいりました。新型コロナウイルス感染症拡大も34ヶ月を越し終息の兆しも見え始めました。これから寒くなる季節を迎えからだに気を付けてお過ごしください。9月定例議会においては、令和3年度決算認定、令和4年第4回補正予算を可決し16日閉会いたしました。議会広報委員会も「議会だより」の編集に当たり皆様に興味を持ち議会に関心を持って頂ける事を念頭に頑張っております。「議会だより」の感想、御意見などいただければ今後の編集の参考にさせていただきますと思います。村民と議会の架け橋になれるよう頑張ります。今後ともよろしく願います。

(山口 章)

広報常任委員会

委員長	杉本 孝正
副委員長	山口 章
委員	佐藤 喜章
委員	白井 勝光

12月
定例会

12月6日(火)開会予定